

別表（第3条関係）

障害の区分及び程度

障害者等の別	身体障害者手帳の交付を受けている者		戦傷病者手帳の交付を受けている者		療育手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳等の交付を受けている者		
	本人	生計同一者	本人	生計同一者	生計同一者	生計同一者	常時介護者		
障害の区分と程度	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1							
	聴覚障害	2級及び3級		特別項症から第4項症までの各級					
	平衡機能障害	3級							
	音声機能障害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）		特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）					
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2		特別項症から第3項症までの各級					
	下肢不自由	1級から6級までの各級	1級、2級及び3級の1	特別項症から第6項症までの各級及び第1	特別項症から第3項症までの各級				
	体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各級				
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）		—	—	重度の障害を有する者（療育手帳にA1、A2と記載されている者）	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者	左記生計同一者運転の区分と同程度の障害を有する者で、単身（身体障害者等のみで構成される世帯を含む）で生活することを常況とし、継続的（1年以上）、かつ、日常的（週3回以上）に通院・通学・通所、又は生業の目的で使用する者
		移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級（一下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）	—	—			
	心臓機能障害								
	じん臓機能障害								
	呼吸器機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症までの各級					
	ぼうこう又は直腸の機能障害								
小腸機能障害									
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		—	—					
肝臓機能障害	1級から3級までの各級		特別項症から第3項症までの各級						

備考 身体障害者手帳の交付を受けている方で、個々の障害が上の表に示す等級に該当しなくても、複数障害を有する場合、次のいずれかに該当すれば減免等の対象となるものとする。

- 同一の障害の区分に属する障害のみを合算し、合算した等級が上の表に示す等級（ただし、視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一者運転又は常時介護運転は2級以上）になる場合
- 下肢障害6級以上を含み、かつ、異なる部位の障害等級の合算判定の結果合算後等級が2級以上となる場合（生計同一者及び常時介護者による運転のみ）